

議案第13号

豊橋市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第5号

豊橋市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市青少年センター条例施行規則（昭和53年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

豊橋市青少年センター使用承認申請書						年	月	日		
指定管理者様			団体名					申請者住所		
			申請者住所					氏名		
								電話		
次のとおり使用したいので申請します。										
使用目的										
使用日時	年	月	日	午時	分	から	日	午時	分	まで
使用人員	区別	小・中学生	青年	一般	計					
	男子									
	女子									
	計									
使用区分	使用時間			※使用料						
研修棟	第1研修室				円					
	第2研修室									
	第3研修室									
	第4研修室									
	第5研修室									
中央棟	体育室									
	大研修室									
	音楽室									
	多目的室									
運動広場	運動広場	～								
	照明設備の有無	有	無	（午後時分から）	（午後時分まで）	無				
宿泊棟	※ 宿 泊 室									
	201	202	203	204						
	301	302	303	304						
	401	402	403	404						
計										
使用責任者	住所氏名			電話						
備考										

注 ※印欄は記入しないこと。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。